

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領

制定 平成30年3月16日 森整第2118号
一部改正 令和2年3月16日 森整第2234号

第1 目的

この要領は、山梨県における合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の適正な実施のため、山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付要綱（平成30年3月16日付け森整第2059号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 事業の内容

事業の内容等については、次によるものとする。

- (1) 事業内容（別表1）
- (2) 対象経費（別表2）
- (3) 事業種目別基準（別表3）
- (4) 施設別の上限建設費（別表4）
- (5) 指標のガイドライン（別表5）

第3 事業実施主体

事業実施主体については、別表3に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）の別記1の第2の知事が作成する体質強化計画（以下「体質強化計画」という。）に定める目標の達成に向け、知事と緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。

なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第4 補助金の交付申請

補助金交付申請書に添付する事業メニューごとの添付書類は別表6に定めるとおりとする。

第5 進捗状況報告

要綱別表の第1の木材加工流通施設等整備及び第3の高性能林業機械等の整備について、事業実施主体は、補助金の交付決定のあった日から事業が完了する日までの間、各月の末日における事業の進捗状況を進捗状況報告書（様式1）により知事に提出しなければならない。

第6 工事等完成報告

県が実施する事業を除き、事業実施主体は、施設整備工事等が完成したときは、速やかに完成報告書（様式2）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の完成報告書を受領したときは、職員をして検査を行うことができる。

第7 達成状況報告等

事業実施主体は、補助金交付申請時に定めた指標値の達成状況について調査し、調査年度の翌年度の5月末日までに（様式3）により、知事に報告するものとする。

- 2 目標年度は、別表5に定めるとおり事業完了年度又は事業完了年度の翌年度から起算して3年目とする。
- 3 調査年度は、事業完了年度から目標年度までの各年度とする。

また、補助事業で整備した施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績についても、（様式3）により事業完了年度から目標年度まで毎年調査する。

第8 事業評価

事業実施主体は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。）第6の4及び合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知。以下「国運用」という。）第3の2に基づき、森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付21林整計第88号林野庁長官通知）を準用し、次のとおり事前評価及び事後評価を行うものとする。

(1) 事前評価

事業実施主体は、事業実施に係る交付決定を行うまでの段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

(2) 事後評価

事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、目標年度の翌年度の5月末日までに報告するものとする。

第9 改善措置等

知事は、事業実施主体が補助金交付申請時に定めた指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 低調である場合とは、次の（1）及び（2）の場合とする。

(1) 補助金交付申請時に定めた指標について、目標年度における目標値の達成率が70%未満である場合

(2) 補助金交付申請時に定めた指標について、目標年度までの期間における目標値の達成率が単年度で50%未満の場合

3 知事は、2の（1）の場合、又は（2）の場合で、かつ、指標の目標年度において目標達成が困難と判断される場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年7月15日法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導及び事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

4 知事は、改善措置を実施しても、なお目標値の達成率が単年度で50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

第10 施設整備等の一般的基準

箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、知事がやむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。

2 補助の対象となる事業費は、県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、経費の節減に努めることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

3 施設ごとの投入費用が、原則として別表4に定める上限事業費の範囲内で、必要と認められるものに限るものとする。

4 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を補助事業に切り替えて事業の対象

とすることは、認めないものとする。

- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのある施設又は事業効果の少ない施設は、補助事業の対象としないものとする。
- 6 補助事業の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とし、使用する木材は、「間伐材」又は林野庁作成の「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月公表。以下「合法性ガイドライン」という。）に準拠した「合法木材」とする。
- 8 広く地域住民の利用に供し、その利用料金や販売代金等により運営する施設の利用見込みを設定するに当たっては、近隣地域における同種又は類似施設の利用状況や需要動向等を踏まえたものとする。
- 9 収支を伴う施設については、次のとおりとする。
 - (1) 事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとし、それ以外のものについても経営診断を受けるよう努めるものとする。
 - (2) 事業費が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、知事が必要と認める場合を除き原則として15億円を上限とする。
 - (3) 補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－補助額（県等による上乗せ補助を含む。）））は、原則としておおむね12%以上とする。
- 10 収支を伴う施設において、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加すること（以下「追加事業」という。）は、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合又は県に対し事業実施主体から複数年度にわたる事業の計画が示されている場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

 - (1) 追加事業の実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること
 - (2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること
 - (3) 追加事業の実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること
 - (4) 資金の調達が確実であること
- 11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。
 - (1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。
 - ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。

ただし、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。
 - イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。
 - ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。
 - (2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、補助の対象としないものとする。

 - ア 増築
増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって

拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り補助の対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の補助の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

12 以下の場合については、補助の対象とすることは認めないものとする。

- (1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。
- (2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。
- (3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った間伐材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

第 11 その他必要な事項

補助事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

別表 1

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金事業費

メニュー①	メニュー②	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位				
							A	B			
1 木材産業の体質強化対策	1 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率タイプ) 2 木材加工流通施設等整備 (低コストタイプ) 3 品目転換施設整備	1 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	帯鋸盤	※具体名			台		
					丸鋸盤			台			
					鋸仕上機械			台			
					選別機			台			
					チップパー			台			
					チップ吹上装置			式			
					集じん装置			式			
					木材乾燥機			基			
					防虫・防腐施設			式			
					焼却炉			式			
					剥皮施設			基			
					作業用建物			m ²			
					製品保管倉庫			m ²			
管理棟	m ²										
貯木場整備新設	m ²										
貯木場増設	m ²										
貯木場改良・舗装	m ²										
リングバーカ	台										
ツインバンドソー	台										
ギヤングリップパー	台										
その他	—										
集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか	※具体名		木工鋸盤	台						
かんな盤	台										
木工フライス盤	台										
ほぞ取り盤	台										
木工せん孔盤	台										
木工旋盤	台										
サンダー	台										
木工工具研削盤	台										
ジョイントター	台										
接着機械	台										
その他	—										
合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか			※具体名		単板製造機械	式				
単板乾燥装置	式										
調板機械	式										
接着機械	式										
合板仕上・処理機械	式										
ロータリーレース	台										
ドライヤー	台										
その他	—										
プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか	※具体名				柱加工機	台				
横架材加工機	台										
仕口加工機	台										
クロスカットソー	台										
加工盤反転装置	台										
角のみ盤	台										
その他	—										
チップ加工施設装置	選別機			※具体名		剥皮施設	台				
チップパー	式										
チップ吹上装置	台										
集じん装置	式										
チップスクリーン	台										
研磨機	台										
作業用建物	m ²										
チップサイロ	m ²										
管理棟	m ²										
貯木場整備新設	m ²										
貯木場整備増設	m ²										
貯木場改良・舗装	m ²										
その他	—										
木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか	※具体名		木工鋸盤	台						
かんな盤	台										
木工フライス盤	台										
ほぞ取り盤	台										
木工せん孔盤	台										
サンダー	台										
丸棒加工機	台										
木工工具研削盤	台										
ジョイントター	台										
接着機械	台										
その他	—										
木材材質高度化施設装置	木材乾燥機			※具体名		防虫・防腐施設	基				
作業用建物	m ²										
製品保管倉庫	m ²										
管理棟	m ²										
その他	—										
丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか	※具体名				丸棒加工機	台				
その他	—										
杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか					※具体名		杭加工機	台		
結束機	台										
その他	—										
木材処理加工用機械	ログローダ							※具体名		フォークリフト	台
										台	

				機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	m ² —
	2	ストックヤード整備	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 自走式ウインチ ログローダ グラブ付キトラック グラブ付キバックホウ フォークリフト クレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名		棟 箇所 箇所 箇所	m ² — 基 m ² m ² m ² 台 台 台 台 台 m ² —
	4	木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業	1 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業	施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等	※具体名		式
2 原木の低コスト供給対策	1 間伐材生産	1 間伐材の生産	不用木の除去（侵入竹を含む。） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出集積、積込 その他付帯施設整備			箇所 箇所 箇所 箇所	ha ha ha m ³ ha
		2 関連条件整備活動等（間伐材の生産と一体的に実施）	森林作業道の整備 鳥獣害防止施設			路線	m 式
	2	高性能林業機械等の整備	1 高性能林業機械等の整備	ハーベスタ プロセッサ スキッダ フォワーダ タワヤーダ スイングヤーダ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラブ付キトラック フォーク収納型グラブ付キトラック 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 m ² —

別表 2

区分	交付対象経費
合板・製材 ・集成材生 産性向上・ 品目転換促 進対策事業 費	<p>1 木材加工流通施設等整備</p> <p>(1) 間伐材等加工流通施設整備</p> <p>補助率は1/2以内とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p> <p>ア 機械器具費</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>事業費 ————</p> <ul style="list-style-type: none"> └── 本機購入費 └── 付属機械器具購入費 └── 事業雑費 </div> <p>事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割取得税及び自動車損害賠償責任保険料とする。</p> <p>ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <div style="margin-left: 40px;"> </div> <p>a 工事費</p> <p>純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。</p> <p>(a) 純工事費</p> <p>工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。</p> <p>i 直接工事費</p> <p>労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。</p> <p>ii 共通仮設費</p> <p>建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。</p>

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委 託 料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- (ア) 指導監督費は補助対象としないものとする。
- (イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。
- (ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

(2) スtockヤード整備

(1) に準ずる。

(3) 木材加工流通施設等整備附帯事業

本附帯事業は間伐材等加工流通施設整備と一体的に実施するものとし、その総額は、事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。補助率は1/2以内とし、対象となる経費は事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

ア 技術者給

技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

イ 賃金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

ウ 謝金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

エ 旅費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。

オ 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

カ 役務費

通信運搬費、手数料等とする。

キ 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

ク 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする

ケ 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

コ 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

2 間伐材生産等

(1) 間伐材生産

ア 間伐材の生産

間伐材の生産を実施するための定額の単価は、知事が毎年定める標準単価における搬出間伐（本補助事業に適用する単価種別）に間接費を加え補助率（1/2）を乗じたものとする。

上記の標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に準じるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野計第133号林野庁長官通知）、「森林環境保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準じるものとする。

なお、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、間伐材の生産を実施するための定額の単価の範囲内で含めることができるものとする。

イ 関連条件整備活動

(ア) 森林作業道の整備

間伐材の生産と一体的に実施する森林作業道（県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために知事が定める定額の単価は、路線ごとに1メートル当たり2千円とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領第5の4の(1)の標準単価及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野計第133号林野庁長官通知）に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費についてはa及びbのとおりとし、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

a 工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃金	日々雇用者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

--	--	--

b 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人件費	給料、職員手当、共済組合負担金等
旅費	普通旅費、日額旅費
賃金	日々雇用者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

(イ) 鳥獣害防止施設

間伐材の生産と一体的に実施する鳥獣害防止施設等の整備を実施するために知事が定める定額の単価は、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の（2）に準じて知事が毎年定める標準単価に間接費を加え補助率（1/2）を乗じたものとする。

(2) 高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等（以下この項目において「機械」という。）の整備のために知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（（1）の事業を実施する年度を始期とする3年間の年平均計画。以下この項目において同じ。）1,000m³当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）に定める特定被災地方公共団体（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合に限り、素材生産量1,000m³当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m³当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、1の（1）に準ずることとし、整備する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

また、知事は、機械の整備を計画する事業実施主体から、素材生産量の計画の提出があった場合は、当該事業実施主体の素材生産計画量を明らかにすることとする。

3 附帯事務費（市町村指導等事務費）

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する次の経費とする。

なお、事業費の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、補助率は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

ア 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

イ 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

ウ 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

エ 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

オ 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

カ 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。

キ 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

ク 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

ケ 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

別表3 事業種目別基準

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業

1 木材加工流通施設等整備

(1) 採択基準

① 機能要件

生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、受益範囲において、木材(原木)処理量(以下「木材利用量」という。)の目標が、県の目標数値の伸び率以上であること。

また、低コスト化又は品目転換を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

ウ 整備する施設は、知事が定めた体質強化計画に即しているものであり、かつ、木材製品の競争力強化に資すると認められるものであること。

エ 施設等の整備に当たっては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)の規定に基づき、「製材の日本農林規格」(平成19年農林水産省告示第1083号)又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」(昭和49年農林省告示第600号)に適合すると認められ、格付けされたものかつ地域材(以下「JAS製材品」)を使用すること。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 事業実施主体は、要綱別表の第1による。ただし、(ア)から(ウ)までに掲げる者については、下記条件を満たすこと。

(ア) 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業実施主体になり得る場合は、「森林組合系統による取組の推進のための事務手続きについて」(平成14年11月22日付け14林政経第119号林野庁長官通知)に基づき、知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体

a 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることと認められる団体(中小企業等協同組合を含む。)とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

b 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

(ウ) 木材関連業者等の組織する団体

a 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体(中小企業等協同組合及び協業組合を含む。)とする。

b 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者(地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・

木材産業の振興を目的とするものとする。

(エ) 地方公共団体等が出資する法人

- a 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。
- b 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

(カ) 地域材を利用する法人

林業・木材産業及び建築業並びに運送業（登記簿の事業目的に原木運送を主とする旨の記載がある場合に限る。）を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

イ 事業実施主体は、JAS法に基づき制定されている林産物規格に基づく木材製品の木材処理加工施設を整備する場合、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、JAS認定事業体、又は認定取得が確実な事業体であること。

なお、地域材利用量（原木換算）がおおむね10,000 m³を超える事業実施主体においては、個別指標の目標年度までの各年度のJAS製材品として格付け可能な製品出荷量実績のうち、JAS格付率がおおむね50%を上回ること。また、プレカット加工施設装置を整備する事業実施主体にあつては、個別指標の目標年度までの各年度の入荷量に占めるJAS製材品の割合がおおむね50%を上回ること。

ウ 合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

エ 事業実施主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条に規定する事業計画の認定、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

② 事業実施主体は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあつては、この限りでない。

③ 公共建築物に部材供給を予定する事業実施主体においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条に規定する木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

④ 木材処理加工施設の整備を行う事業については、下記事項を行った上で計画するものとする。

ア 当該施設の受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うこと。

イ 原木の調達先及び製品の販路を明確にした上で、これらについて、継続的に確保されることを明らかにすること。

ウ 施設で利用する原木等の樹種を明確にすること。

⑤ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

⑥ 貸付けについて

ア 市町村が事業実施主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設の整備に限る。

- イ 貸付けに係る木材処理加工施設の整備の事業実施主体は、地域材を利用する法人以外に限る。
- ウ 貸付けに係る木材処理加工施設については、下記のいずれかを満たすものとする。
- (ア) 木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設（以下「貸付高次加工施設」という。）。
- (イ) 製材施設等のうちダイオキシソ対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設（以下「貸付環境対策施設」という。）。
- ⑦ ⑥のウの(ア)の貸付高次加工施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
- イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。
- ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
- また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。
- エ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
- オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- カ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。
- キ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。
- なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。
- ク 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。
- ⑧ ⑥のウの(イ)の貸付環境対策施設の貸付けに当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
- イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業実施主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。
- ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
- エ 上記のほか、⑦のエからクまでに準ずる。
- ⑨ 収支を伴う施設について

該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、直交集成材加工施設、木材集出荷販売施設、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設とする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

2 間伐材生産等

i 間伐材生産

(1) 採択基準

① 原木安定供給計画に基づき、間伐材を供給することを目的として計画した事業を対象とする。

② 原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づき間伐を実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。

ア 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）、又は本事業を実施する森林が存する同号口に定める区域内に林班計画若しくは同号口に基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

イ 前項アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。

なお、上記ア及びイの取扱いについては、「「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）を準用する。

③ 1施行地が0.1ha以上であること。なお、1施行地とは原則として接続する区域とする。

④ 原木安定供給計画の間伐材生産目標は、木材加工流通施設との調整の上決定すること。

(2) 細則

① 事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表の第2による。

ただし、体質強化計画に添付する原木安定供給計画に記載する原木安定供給計画参画事業実施主体は、国運用の第3の1の(4)イに該当する者とする。このうち「これらに準ずるものとして都道府県知事が認める事業体又は協業体等」については、以下の者を対象とする。

「地域の木材加工流通施設の一般的な原木の調達先が原木市場であるため、体質強化計画の対象となる木材加工流通施設が、原木市場で競り売りにより木材を調達している実績があり、かつ、今後も原木市場から原木を調達することが見込まれる場合で、当該原木市場に競り売りにより間伐材を出材する者」

② 事業の実施について

ア 事業実施面積の過半から搬出すること。

イ やむを得ない理由がある場合を除き、間伐材生産の事業実施面積が、県の年度事業計画の事業量を下回らないこと。また、事業実施面積の過半から搬出すること。

ウ 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とするこ

- とが適切であると判断される場合は10%。)以上伐採する場合に補助対象とする。
- エ 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法(要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。)に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。
- オ 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。
ただし、イの規定(他の国庫補助事業の場合はイと同様の規定)により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率が20%未満とすることが適切であると判断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができる。
また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であつて、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。
- カ 対象年齢は、原則として12年齢以下とする。ただし、県において、地域の実情を勘案し、必要がある場合はこの限りではない。
- キ その他付帯施設整備は、間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。
- ク 関連条件整備活動等は、間伐材の生産と一体的に実施する森林作業道の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。
森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。
なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また、伐採木を搬出せずに付帯施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、上記(1)の③に定める搬出材積としては取り扱わないものとする。
- ケ 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用(事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。)する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- ③ 交付申請について
- ア 事業実施主体は、知事の定めるところにより、原則として、補助金の交付対象となる作業に着手する前に、知事に対して補助金の交付申請を行うものとする。ただし、適期作業や工期の確保など特段の事情があり、知事に当該補助金の交付が決定された後に、知事が認める場合においては、知事の定めるところにより、事業実施主体から交付決定前着手届(様式4)を提出させることをもって交付決定前の事業開始を認めることができる。
- イ 事業実施主体が知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)の6の(2)のアの規定を準用する。
- ウ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の6の(4)の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用の6の(5)及び(9)の規定を準用する。
- ④ 補助金の算定について
- ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、知事の定める定額単価等と事業の実行に

要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動等の実行経費は、間伐材の生産の実行経費とは別に算出しなければならない。

イ 本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、搬出作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(ア) 森林所有者自らが間伐材の生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する県の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

エ 事業実施主体毎の事業費が、別表4の間伐材生産の上限を超える事業を実施する場合は、知事と協議を行う。

オ 補助対象面積については、「森林環境保全整備実施要領の運用」6（6）アの規定を準用する。

⑤ 竣工検査等について

竣工検査の方法等については、「山梨県造林補助事業竣工検査内規」（昭和59年6月30日付け指第6-47号）を準用する。

⑥ 森林作業道の台帳の作成及び管理

(ア) 森林作業道の台帳作成及び管理については、事業実施主体が施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。ことにより適切に施設の管理を行うことができるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し保存すること。また、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう、管理すること。

(イ) 事業実施主体は、作設した森林作業道について市町村と情報の共有を行い、市町村は市町村森林整備計画概要図の参考資料として、作設年度等を付した平面図を保存し、市町村における路網資料として活用すること。

なお、市町村は、平面図を参考に市町村森林整備計画概要図に作設年度等を付記すること。

⑦ その他

以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき知事が定めるものとする。

ii 高性能林業機械等の整備

(1) 採択基準

① 機能要件

ア i の事業の実施及び地域の木材安定供給対策に資する高性能林業機械等の整備であること。

イ 素材生産量若しくは素材生産性等の目標が、原則として県の目標数値の伸び率以上であること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表の第3によるものとし、施業集約化等に取り組み、年間3,000 m³以上の素材生産量を達成若しくは達成できることを計画していること。また、地域の原木供給対策のための協議会に参画若しくは参画している者と連携して事

業を実施しており、合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

ただし、次に掲げる者については、下記条件を満たすこと。

- ア 林業者等の組織する団体
 - 1の(2)の①のアの(イ)に準ずる。
 - イ 地方公共団体等が出資する法人
 - 1の(2)の①のアの(エ)に準ずる。
- ② 貸付けを行う事業については、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。
 - イ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(=事業費-補助金) / 耐用年数+年間管理費」以下であること。
 - ウ 整備する機械施設は、貸付けのための林業機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。
 - エ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
 - オ 利用者は、高性能林業機械等を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
- (3) その他
- 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

別表4 施設別の上限事業費

上限事業費	<p>1 木材加工流通施設等整備</p> <p>(1) 木材処理加工施設</p> <p>ア 丸棒加工施設 木材消費量1 m³につき 13 万円</p> <p>イ 杭加工施設 木材消費量1 m³につき 15 万円</p> <p>ウ 木材製材施設 木材消費量1 m³につき 5.5 万円</p> <p>エ 集成材加工施設 木材消費量1 m³につき 9 万円</p> <p>オ 合・単板加工施設 木材消費量1 m³につき 4 万円</p> <p>カ プレカット加工施設 木材の製品出荷量1 m³につき 20 万円</p> <p>キ 木材材質高度化施設 木材の製品出荷量1 m³につき 9.5 万円</p> <p>(2) 木材集出荷販売施設 木材取扱量1 m³につき 1.5 万円</p> <p>※ 上記の上限事業費の算定に当たっては、事業計画における木材の年間利用量（原木換算）を使用するものとする。（但し、(1)カ及びキを除く）</p> <p>2 高性能林業機械等の整備</p> <p>ア プロセッサ・・・・・・・・・・購入価格1台につき 2,400 万円</p> <p>イ ハーベスタ・・・・・・・・・・購入価格1台につき 2,700 万円</p> <p>ウ フォワーダ 積載量3.0 t 以下・・・・・・・・ 購入価格1台につき 1,200 万円 積載量3.1 t 超えるもの・・・・ 購入価格1台につき 2,300 万円</p> <p>エ タワーヤーダ・・・・・・・・・・購入価格1台につき 3,200 万円</p> <p>オ 機械保管倉庫・・・・・・・・・・建築面積1 m²につき 16 万円</p> <p>※ 上記において上限事業費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。</p>
-------	---

別表 5

指標のガイドライン

個別指標（事業実施主体ごと）

事業区分	指標	指標の定義		
				目標年度の定義
木材加工流通施設等整備	取組に応じて1つを選択	木材利用（加工）量	加工施設整備における当該施設による木材の加工量（原木換算m ³ ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		木材利用（流通）量	集出荷販売施設における当該施設による木材の流通量（原木換算m ³ ）	
		木材利用（乾燥）量	乾燥施設整備における当該施設による木材の乾燥量（原木換算m ³ ）	
間伐材生産	必須	間伐面積	基金活用事業及び合板製材事業による間伐面積（ha）	事業完了年度
高性能林業機械等の整備	必須	素材生産量	実施主体が体質強化計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産量（m ³ ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		素材生産性	実施主体が体質強化計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産性（m ³ /人・日）	事業完了の翌年度から起算して3年目

注）算定使用量の考え方

- ① 現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。
- ② 間伐材生産及び路網整備においては、事業実施主体ごとではなく、事業を実施する県ごとに算定する。

別表 6

補助金交付申請書（要綱第 1 号様式）の添付書類

事業区分	添付書類
1 木材加工流通施設等整備	様式 5 事業実施計画書、その他知事が必要と認める書類
2 間伐材生産及び関連条件整備活動	様式 6 事業箇所一覧表（伐倒・集材）、その他知事が必要と認める書類
3 高性能林業機械等の整備	様式 7 事業実施計画書、その他知事が必要と認める書類

様式1

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

氏 名

印

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金進捗状況報告書

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領第5の規定に基づき、
月分の事業の進捗状況について次のとおり報告します。

事業種目								
工種又は施設								
施工箇所								
工 期	契約 着手	年 年	月 月	日 日	完成	年	月	日
事業費								
補助金交付決定額								
今回出来形	出来型金額		進捗率					
出来形累計	出来型金額		進捗率					
計画進捗率								
備 考								

(注) 備考には作業工種・内容等を記載する。

様式2

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

氏 名

印

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金完成報告書

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領第6の規定に基づき、次のとおり完成したので報告します。

事業種目	
工種又は施設	
施工箇所	
事業量	
事業費	
事業費内訳	
請負者	住所 氏名
工期	契約着手 年 月 日 完成 年 月 日
備考	

(注) 事業費内訳には請負金額、入札差金、事務雑費、工事雑費、実施設計費等を記載する。
完成写真を添付すること。

様式3

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

氏 名

印

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金達成状況調査報告書

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領第7の規定に基づき、体質強化計画の達成状況について報告します。

(注)様式3別紙を添付すること。

様式3 別紙

1 事業の達成状況

事業区分	事業種目	事業主体	工種又は施設	実施年度	目標値	実績値				備考
						年 事業完了年度	年 (1年目)	年 (2年目)	年 目標年度	

(注)

- 1 「目標」の欄には、個別指標及び目標値を記入すること。
- 2 達成状況は、目標年度の実績/現状値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別様可)
- 4 「報告年度」は、本要領第7に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。
- 5 上記によるほか、2の収支実績を踏まえて記載すること。

2 収支実績

事業区分	事業種目	事業主体	工種又は施設	実施年度	項目	目標値	実績値				備考
							年 事業完了年度	年 (1年目)	年 (2年目)	年 目標年度	
					収入						
					支出						
					収支差						
					収入のうち 公的資金等						

(注)

- 1 「収支実績」については木材加工流通施設、高性能林業機械について記載すること。
- 2 「工種又は施設」については、木材加工流通施設は同名を高性能林業機械は【森林整備型】、【素材生産型】の別を記載し、機種についても記載すること。
- 3 「項目」の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入すること。(収入の内数)
- 4 「目標値」の欄には、体質強化計画書の作成段階における収支計画を記入すること。なお、高性能林業機械については、導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支計画を記入すること。
- 5 「報告年度」は、本要領第7に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。
- 6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記入すること。
- 7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。
- 8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。

様式 4

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策補助金交付決定前
着手届

このことについて、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業に着手したい
ので、別記条件を了承の上、下記のとおり提出する。

記

1. 事業箇所
2. 事業細目、事業量
3. 事業費（事業細目ごと）
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合はこれらの損失は事業主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

様式 5

事業実施計画書

1 事業の概要

事業種目	工種又は区分	事業内容
		(1) 設置場所 (2) 施設導入のねらい (3) 間伐材等を効果的に利用するための工夫 (4) 周辺地域への波及効果を確保する措置 (5) 供給、利用計画等 (6) 運用計画

- (注) 1 事業種目及び工種又は区分には、別表1の該当する項目を記載すること。
 2 設置場所は、字・地番まで記載する。
 3 供給、利用計画等は、施設整備年度から目標年度までの地域材利用量、製品の出荷量及びの販路等を数値で記載する（別紙可）。
 4 運用計画については、施設の管理や利用方法、供給体制や利用促進の取組等を明らかにする。

2 事業成果の目標（個別指標）

区分	現況	計測量			伸び量	伸び率 (%)	備考
		○年度	○年度	○年度 (目標)			
機能要件の検証 指標： 山梨県の定める数値 当該施設の目標数値							

- (注) 現況は最近3ヵ年の平均値を、計測量は事業実施完了年度の翌年度から起算して3年間の数値を記載する。

3 収支計画

項目	収 支		備 考
	現在	目標（○年度）	
収入			
支出			
差引			

- (注) 1 収支を伴う施設を導入する場合に作成する。
 2 貸付を計画している事業については、事業主体の収支計画と、それぞれの利用予定者の収支を合算した収支計画の2種類を作成する。
 3 現在の収支には、最近3ヵ年の平均収支を記載する。
 4 収入は、販売額又は利用料等とし、その積算根拠を添付する。

4 事業の実施体制等

事業主体 (事業主体区分)	役員数 ・ 従業員数	出資金	事業種目 (工種又は施設区分)	施設の管理 運営	補助残に対 する自己資 金の割合	備考
		千円			%	
計						

- (注) 1 事業主体区分が、県、市町村に区分されるときは、役員数・従業員数は空欄とする。
2 施設の管理運営は施設の管理・運営の基準等を規定する文書名を記載する。

5 経営診断の結果を反映した事項

施設名	経営診断実施 年月日	経営診断を实 施した者	主な指摘事項	指摘を踏まえた 内容	備考

- (注) 事業費がおおむね5,000万円以上の収支を伴う施設の場合に作成する。

6 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 実施設計書（施設・機械経費明細書）
- (3) 費用対効果分析報告書
森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付21林整計第88号林野庁長官通知）により作成すること。
- (4) 補助金実績報告には、請負契約書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面を添付すること。
- (5) その他
事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、利用計画（生産計画等）、団体等の規約・定款、機械施設の運営規定、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考となる資料を整備しておくものとする。また、現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。

事業箇所一覧表（伐倒・集材）

所在場所			伐倒・集材を実施する（路網整備付近）森林の現況				伐倒・集材事業（注）				対図番号 又は 林小班名	備考
市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番 又は 小班	面積 (ha)	樹種 又は 林相	林齢	適用	伐倒・集材の方法	伐倒立木材積 (m ³)	伐倒率 (%)	伐倒・集材の内容		
合計												

(注) 間伐事業について

○伐倒・集材の方法は、搬出間伐を記載

○伐倒・集材の内容は、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、その他附帯施業等を記載

なお、関連条件整備費が必要な場合は、関連条件整備活動を列記

添付書類

○ 事業位置図

○ その他知事が必要と認める書類

様式 7

事業実施計画書

1 事業の概要

事業種目	工種又は区分	事業内容
		(1) 受益対象地域の範囲 (2) 素材生産との関連 (3) 事業効果

(注) 工種又は区分には、別表1「工種又は区分」の該当する項目を記載すること。

2 利用計画等

事業種目	受益戸数	指標	現状	計画量			伸び率 (%)	備考
				○年度	○年度	○年度 (目標)		

(注) 1 現況は最近3ヶ年の平均値を、計画量は事業実施完了年度の翌年度から起算して3年間の数値を記載する。

2 備考欄には、各指標での機械導入年度の翌年度を始期として3年間の平均値を記載する。

3 収支計画

項目	収 支		備 考
	現在	目標 (○年度)	
収入			
支出			
差引			

3 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 概算機械経費明細書
- (3) 導入する機械のカタログ等

(4) 費用対効果分析報告書

森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 林整計第 88 号林野庁長官通知）により作成すること。

(5) 補助金実績報告には、領収書又は請求書の写し、完成写真を添付すること。

(6) その他

事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、利用計画（生産計画等）、団体等の規約・定款、機械施設の運営規定、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考となる資料を整備しておくものとする。また、現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。